

議案第34号

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例の一部改正について

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例（平成17年松阪市条例第264号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月17日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例の一部を改正する条例

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例（平成17年松阪市条例第264号）の一部を次のように改正する。

題名中「（小野江コミュニティセンター）」を削る。

第1条中「保存と活用及び小野江コミュニティセンターとの複合施設として」を「保存と活用を図り」に改め、「（小野江コミュニティセンター）」を削る。

第2条中「（小野江コミュニティセンター）」を削る。

第5条第2項及び第3項を削る。

第9条から第16条までを削る。

第17条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第9条とし、第18条を第10条とし、第19条を第11条とし、第20条を第12条とする。

第21条中「及び使用者」を削り、同条を第13条とし、第22条を第14条とし、第23条を第15条とする。

別表第2を削る。

別表第3中「（第17条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同表撮影の項を削り、同表複写の項手数料の欄中「50円」を「10円」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。